平成２５年（フ）第３４６号
岐阜県各務原市鵜沼山崎町８丁目166番地
シャトレーヌＶ701号
債務者　萬中　基文
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４７号
岐阜県各務原市鵜沼山崎町８丁目166番地
シャトレーヌＶ701号
債務者　萬中かすみ
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２１７号
愛知県半田市横川町３丁目210番地の１　エルディム横川105号、前住所愛知県半田市亀崎高根町３丁目125番地の１
債務者　佐藤亜由美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９０５号
愛知県北名古屋市高田寺東の川８番地　マーベラス堀場605号
債務者　玉木　良明
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１５号
神戸市灘区中原通５丁目３番15号　中原ハイツ402号室
債務者　兼田真紀子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９４号
神戸市須磨区横尾７丁目３番地　79号棟404号
債務者　土井ますみ
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６９号
神戸市灘区岸地通３丁目１番11号
債務者　池浦　大輔
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４２号
神戸市灘区城内通４丁目４番５―205号、従前の住所神戸市灘区高羽字瀧ノ奥５番地の３リビオ六甲高羽103号板井方
債務者　東　　孝美
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７１号
広島県東広島市西条町下三永443番地３
債務者　澤田　　徹
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９１号
広島市東区福田２丁目4299番地１
債務者　市塲惠美子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
秋田県大仙市協和境字苅谷沢43番地75　境市営住宅Ｂ―105
債務者　五十嵐広道
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第８０号
福島県伊達郡川俣町字寺久保23番地、従前の住所福島市太平寺字毘沙門堂19番地の15
債務者　東野　志保
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２５号
福島県西白河郡泉崎村大字関和久字烏川39番地５
債務者　冨田　篤史
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
群馬県桐生市菱町３丁目1186番地の１
債務者　塩谷美智子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第９５号
群馬県桐生市境野町７丁目151番地の３
債務者　木村　信也
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３６１号
石川県野々市市矢作４丁目23番地　県営６―３
債務者　三原　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３６５号
金沢市小立野３丁目７番13号　ＭＫハイム207号、従前の住所金沢市小立野２丁目13番５号
債務者　南部麻衣子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
金沢地方裁判所